

証券コード 6930
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都荒川区西尾久七丁目49番8号

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 功 一

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月28日(月)午後5時30分までに書面又はインターネットにより議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号
日本アンテナ株式会社 本社 本館5階 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
◎駐車場の準備はございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
 - 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス<https://www.nippon-antenna.co.jp>)に掲載させていただきます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類（51頁～60頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送くだ
さい。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

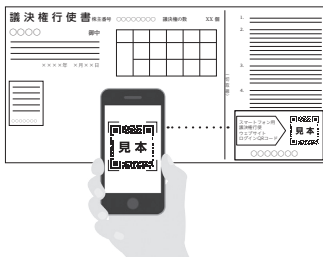
- ・感染予防の観点から、可能な限りインターネット又は郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・本株主総会にご出席される株主様は、総会開催時現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場ください。会場内におきましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付にて、手指のアルコール消毒と検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、発熱または倦怠感、咳などの症状が認められる方は、入場をお断りする場合があります。
- ・会場におきましては、感染予防のため間隔をあけた座席配置とさせていただきます。
- ・当社関係者はマスク等を着用して対応させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

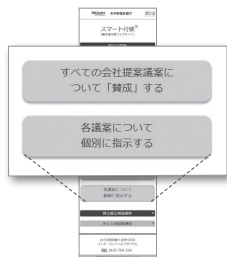
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

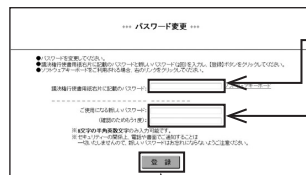
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

文中の将来に関する事項は、当連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言の発出を受けての外出自粛や商業施設の休業・営業時間短縮がなされる等、経済活動が大きく制限されました。一時的に回復の兆しが見られたものの、変異ウイルスの感染拡大への懸念もあり、同感染症の収束時期の見通しが立たず、非常に厳しい状況が続いております。

当業界において、テレビ関連機器販売の市場に関しましては、長期化する外出自粛による巣ごもり需要の高まりによりテレビの買い替えが進んでいる一方で、テレビ受信アンテナの需要は伸び悩んでおります。また、新設住宅着工戸数に関しましては、コロナ禍による消費者マインドの低迷の中、減少傾向で推移しております。

通信関連機器につきましては、民需向けは弱含んでおりますが、官需向けは堅調に推移しております。

このような状況の中、当社グループは、環境に左右されない経営基盤作りに取り組み、収益性に重点をおいた企業活動の推進や、新製品の開発、コストダウンへの継続的取組、業務の効率化による経費の適正な運営等に努めてまいりました。

この結果、通信用アンテナは官需向けの伸びにより売上が前連結会計年度を上回りましたが、テレビ関連機器販売及びソリューション事業は足踏み状態が続いており、当連結会計年度の売上高は15,297百万円（前連結会計年度比7.5%減）となりました。

利益面につきましては、営業利益は284百万円（同63.7%減）、経常利益は230百万円（同70.0%減）となり、また固定資産処分損を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は79百万円（前連結会計年度は497百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業部門別売上の概況は次のとおりであります。

なお、従来「送受信用製品製造事業」としていた事業部門の名称を「送受信用製品販売事業」に、また「工事業」としていた事業部門の名称を「ソリューション事業」に変更しております。これは主に、当社グループを取り巻く事業環境を鑑み、既存の工事に加えて、長年にわたり培ってきた無線通信技術や施工ノウハウを最大限に生かし、より快適な暮らしを実現するための更なる付加価値を生み出すソリューションビジネスを展開することを企図したものであります。

(送受信用製品販売事業)

放送関連機器の売上高につきましては、家庭用機器、事業者向け機器ともに伸び悩み、前連結会計年度比減となりました。

通信用アンテナの売上高につきましては、民需向けが思わしくない中、官需向けデジタル無線用アンテナが好調に推移したこと等から、前連結会計年度比増となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,363百万円（前連結会計年度比4.6%減）、営業利益は1,518百万円（同1.9%減）となりました。

(ソリューション事業)

主力のビル内共聴工事やアンテナ対策工事が低調に推移したことから、売上高は1,934百万円（前連結会計年度比23.3%減）、営業利益は75百万円（同58.4%減）となりました。

事業部門別売上高及び構成比

(単位：百万円)

事業部門	売上高	前連結会計年度比	構成比
送受信用製品販売事業	13,363	△4.6%	87.4%
ソリューション事業	1,934	△23.3	12.6
合計	15,297	△7.5	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は408百万円であり、その主なものとしては、新製品の研究開発及び生産体制強化のため、機械・測定器・ソフトウェア等に332百万円の投資を行いました。

当連結会計年度において、当社の物流拠点（(旧)NIPPON ANTENNA LOGISTICS）を譲渡いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である上海日安天線有限公司は、2020年9月18日付けで謙裕實業股份有限公司の孫会社である蘇州華広電通有限公司（現 日安天線（蘇州）有限公司）の持分を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 2018年3月期	第 66 期 2019年3月期	第 67 期 2020年3月期	第 68 期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	14,356	16,692	16,535	15,297
経 常 利 益(百万円)	155	1,054	768	230
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	192	1,090	497	△79
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	15.37	93.86	45.35	△7.38
総 資 産(百万円)	24,093	24,008	23,466	23,207
純 資 産(百万円)	19,868	19,392	19,412	18,882
1株当たり純資産額(円)	1,588.54	1,766.95	1,768.77	1,818.74

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第66期の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第65期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 第67期及び第68期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。
3. 第68期は中華人民共和国における連結子会社(孫会社)の持分取得に関する諸費用や固定資産処分損等により、79百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 2018年 3 月期	第 66 期 2019年 3 月期	第 67 期 2020年 3 月期	第 68 期 2021年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	13,948	16,121	15,730	14,381
経 常 利 益(百万円)	137	1,007	726	462
当 期 純 利 益(百万円)	174	1,032	464	127
1 株当たり当期純利益 (円)	13.93	88.94	42.31	11.85
総 資 産(百万円)	23,844	23,699	23,135	22,511
純 資 産(百万円)	19,681	19,124	19,180	18,716
1 株当たり純資産額(円)	1,573.57	1,742.54	1,747.61	1,802.74

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第66期の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第65期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 第67期及び第68期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
石巻アテックス株式会社	92,500千円	100%	アンテナ及び映像通信用電子機器の製造
上海日安天線有限公司	109,687千人民元	100%	アンテナ及び映像通信用電子機器の開発・販売
日安天線（蘇州）有限公司	49,341千人民元	(100%)	アンテナ及び映像通信用電子機器の製造

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であります。

2. 日安天線（蘇州）有限公司の「出資比率」欄の（ ）内は間接所有であり、上海日安天線有限公司が所有しております。

3. 日安天線（蘇州）有限公司については、2020年9月18日付けで新たに持分取得したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、前連結会計年度末からの新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞が継続し、緊急事態宣言の発出等により個人消費の落ち込みが避けられない等、景気減速の長期化が強く懸念されております。

当社グループを取巻く環境といたしましては、テレビの出荷台数は総じて回復基調にあるものの、BS/CSアンテナは前年同月比割れの状況が続いております。また、新設住宅着工戸数も弱含みのまま推移しております。

一方、総務省の「周波数再編アクションプラン」に伴う官公庁向け、事業者向けのアンテナや、IoT関連製品としての通信モジュール用アンテナには、今後も期待できるものとみております。

ソリューション事業においては、新築ビル内共聴工事、ビル内共聴改修工事や、テレビ受信障害対策工事、電気工事等が中心となると予想しております。

次期の業績見通しについては、現時点での予想は次のとおりであります。

(括弧内は対前連結会計年度期比・前期比)

	(連 結)		(個 別)	
売上高	15,400百万円	(0.7%増)	14,200百万円	(1.3%減)
営業利益	330百万円	(15.8%増)	630百万円	(28.6%増)
経常利益	310百万円	(34.6%増)	600百万円	(29.8%増)
当期純利益	200百万円	(-)	420百万円	(228.8%増)

(第7次中期経営計画について)

このような状況の中で、当社グループは当連結会計年度を初年度とする中期経営計画(第7次)を立案いたしました。

次の成長軌道を目指してビジネスモデルの変革を強力に推進し、市場の発展へ貢献するべく尽力しております。

中期経営計画の骨子は、下記の3つであります。

①成長の源泉

時代と共に急速な発展をみせてきた電波利用の市場は、日本政府が推進する超スマート社会「Society 5.0」において、当社は、電波が持つ可能性を極限まで追求し、「見えない電波をコントロールする」という当社グループの優位性を一層強化してまいります。

そのため、より豊かな社会のグランドデザインに必要な創造性をブラッシュアップしていくことを念頭に置き、人財の育成に注力しております。

②成長の進路

新たなビジネスモデルの種まきにつきましては、eコマースサイト「日アンねっと」を立ち上げております。

これにより、市場が必要とする情報をタイムリーにお届けし、幅広い顧客層が求める価格・品質・納期の最良化を推進していくことができるものと考えております。

加えて、eコマースサイトの基盤を活用してあらゆるステークホルダーの声に耳を傾け、多くのご意見やご要望等を真摯に受け止めることにより、アフターサービスを強化するのみならず、IoTを活用した様々なソリューションの考案を含めた商品・サービスの企画開発を継続しております。

また、総務省の「周波数再編アクションプラン」に沿った事業展開や、これまでの事業実績により培った各種チャネルを最大限に活かし、磨き上げたコアコンピタンスを武器に、これからの地域格差是正や社会的課題の解決に積極的に取り組んでおります。さらに、ソリューション事業などの新しい分野に挑戦し続けることで、社会とともに持続的な成長の実現を目指しております。

同時に、世界的にも、高速、大容量かつ低遅延を実現する通信環境の整備が喫緊の課題となつてるところから、グローバルな事業展開に向けてアジア圏を足掛かりとした海外市場の開拓を一層強化し、国際基準に合致した性能を兼ね備えた新たな付加価値の創造に注力しております。

③経営基盤の最適化

購買業務の集中化と製品の改良・改造活動の推進により、あらゆる調達コストの低減のため継続的な取組みを実施しております。

また、コストの適正化を行うため、事業プロセスの最適化と生産工程の自動化を推進する一方、経営資源の適切な再配分を目的とした事業拠点の抜本的な見直しを推進しております。

これらを通じて、引き続き環境に左右されない強固な経営基盤作りに全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※業績見通しは、現在入手可能な情報と、当社が現時点で合理的であると判断する一定の条件に基づいており、実際の業績は見通しと大きく異なることがあります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び子会社3社で構成されており、通信用・テレビ受信用等各種アンテナ及び映像通信用電子機器の製造販売と、電気通信工事並びにこれに付帯する事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号

工 場 蕨工場(埼玉県蕨市) 川里工場(埼玉県鴻巣市)

支 店 横浜支店(横浜市戸塚区) 名古屋支店(名古屋市瑞穂区)

大阪支店(大阪市淀川区) 福岡支店(福岡市博多区)

営 業 所 札幌営業所(札幌市東区) 他13営業所

出 張 所 水戸出張所(茨城県水戸市) 他3出張所

② 重要な子会社の事業所

国 内 石巻アテックス株式会社(宮城県石巻市)

海 外 上海日安天線有限公司(中華人民共和国上海市)

海 外 日安天線(蘇州)有限公司(中華人民共和国蘇州市)

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
632名	190名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループ外からの出向者を含み、当社グループ外への出向者を含んでおらず、また臨時使用人は含んでおりません。

2. 事業部門別の内訳

事業部門	使用人数
送受信用製品販売事業	515名
ソリューション事業	34名
全社(共通)	83名
合計	632名

3. 当連結会計年度末において、使用人数が前連結会計年度末に比べ190名増加したのは、主として当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断し、日安天線(蘇州)有限公司の持分取得をしたこと及び当社において臨時使用人を契約社員に変更したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
483名	66名増	47.1歳	16.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、社外からの出向者を含み、社外への出向者を含んでおりません。

2. 当事業年度末において、使用人数が前事業年度末に比べ66名増加したのは、主として臨時使用人を契約社員に変更したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,300,000株 (自己株式3,524,782株を含む)
- ③ 株主数 2,493名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光通信株式会社	976千株	9.07%
瀧澤豊	861千株	7.99%
瀧澤功一	778千株	7.22%
株式会社りそな銀行	538千株	5.00%
瀧澤賢二	520千株	4.83%
西川喜代子	506千株	4.70%
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	458千株	4.25%
大野榮子	456千株	4.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	430千株	4.00%
株式会社みずほ銀行	339千株	3.15%

- (注) 1. 当社は自己株式3,524,782株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (3,524,782株) を控除して計算しております。
3. 上記株式会社日本カストディ銀行 (信託口) のうち、信託業務にかかる株式数は393千株であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2020年11月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、2020年11月27日に自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用して600,000株の自己株式を取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
瀧澤 豊	取締役 会長	
瀧澤 功一	代表取締役 社長	
清水 重三	専務取締役	上海日安天線有限公司 董事 日安天線(蘇州)有限公司 董事
孫 長宏	取締役	上海日安天線有限公司 董事長兼總經理 日安天線(蘇州)有限公司 董事長兼總經理
城所 孝明	取締役	公認会計士 城所孝明公認会計士事務所 代表
栗原 克己	取締役	株式会社JVCケンウッド 社外監査役
濱野 英二	常勤監査役	
香月 裕爾	監査役	弁護士 株式会社フェイスネットワーク 社外取締役
仲井 一彦	監査役	公認会計士・税理士 仲井一彦公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社大塚商会 社外監査役 コモタ株式会社 社外監査役 株式会社エスプール 社外取締役

- (注) 1. 取締役城所孝明氏及び取締役栗原克己氏は、社外取締役であります。
2. 監査役香月裕爾氏及び監査役仲井一彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役城所孝明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役栗原克己氏は、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 監査役香月裕爾氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役仲井一彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役城所孝明氏、栗原克己氏及び監査役仲井一彦氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役及び各社外監査役は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

10. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
瀧 澤 豊	代表取締役会長	取 締 役 会 長	2020年6月26日

② 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	対象となる 役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	144 (9)	144 (9)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (9)	21 (9)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	166 (19)	166 (19)	12 (5)

(注) 1. 支給額には、2020年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する支給額を含めております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第56回定時株主総会において月額19百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は0名）であります。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第41回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

なお、経済情勢や経営環境の変化を鑑み、優秀な人材の確保を図るとともに、機動的な報酬政策を可能とするため、取締役及び監査役の報酬限度額の改定を2021年6月29日開催予定の当社第68回定時株主総会にお諮りする予定であります。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等につきましては、金銭による月額固定報酬を原則としております。

取締役個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

ア．基本報酬に関する方針

取締役の報酬等につきましては、月額固定報酬に関するテーブルを作成し、各人別の金額は、このテーブルに当てはめて決定することを基本としております。

このテーブルは、代表取締役・取締役の別、委嘱された業務執行の役職・職責や、当社グループの業績状況、他社の状況等を総合的に勘案して作成しております。

イ．報酬等の決定の委任に関する事項

テーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が行います。

ロ．上記のほか報酬等の決定に関する事項

2021年5月25日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。

主な改定内容といたしましては、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度の導入であり、これに基づき、2021年6月29日開催予定の当社第68回定時株主総会にお諮りする予定であります。

監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議により決定しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長瀧澤功一氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ホ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役城所孝明氏は、城所孝明公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
2. 取締役栗原克己氏は、株式会社JVCケンウッドの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
3. 監査役香月裕爾氏は、株式会社フェイスネットワークの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
4. 監査役仲井一彦氏は、仲井一彦公認会計士・税理士事務所の代表であります。また仲井一彦氏は株式会社大塚商会及びコマタ株式会社の社外監査役並びに株式会社エスプールの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 城所 孝明	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べ、特に当社グループの業務執行の有効性や効率の向上に資する発言を行っております。 また当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、予算実績管理を目的とした予算委員会資料の確認、主要な事業所の視察、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けると共に、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、コーポレート・ガバナンス強化に関する機能を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原 克己	<p>2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。</p> <p>会社役員として、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役会において企業価値向上に資する発言を行っております。</p> <p>また、当社を取り巻く環境の変化やリスクを把握するため、当社の経営方針示達会議である運営会議への出席、予算実績管理を目的とした予算委員会の資料の確認、主要な事業所の視察、内部監査部門より内部監査結果の報告を受けると共に、代表取締役社長との意見交換、監査役会へ出席し、常勤監査役及び社外監査役と意見交換を行い、経営戦略向上の機能を果たしております。</p>
社外監査役 香月 裕爾	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 仲井 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

- ハ、会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認するとともに、会計監査人の職務遂行状況と比較検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しております。

3. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性・専門性及び品質管理状況、並びに監査活動の適切性及び効率性等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社並びに子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人が、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観・行動の拠り所となる「行動指針」を定め、周知徹底を図っております。

また、取締役及び使用人の法令・定款遵守を徹底するため、管理統括部担当執行役員をコンプライアンス担当役員とし関係規程の制定・整備、さらに行動指針を定めたコンプライアンス小冊子の制定等を行い、啓蒙教育活動を実施するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置、定例的に開催することにより法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。

取締役会では取締役間意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、また必要に応じ監査役の意見を求め、あるいは外部の専門家を起用しアドバイスを受け、違反行為を未然に防止いたします。

当社並びに子会社について、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行います。法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに取締役会及び監査役会に報告いたします。

当社並びに子会社について、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うとともに、通報を行った者へのいかなる不利益な取扱いも禁止いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については適正に記録し、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととし、常時閲覧可能な状態を維持いたします。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社並びに子会社の事業展開に係る損失の危険の発生を未然に防止するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、「リスク管理委員会」は管理統括部担当執行役員をリスク管理委員長とし各執行役員及び各部門長で構成され、定期的にリスク管理と統制の有効性評価を行い、取締役会に報告いたします。

不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置・組織し迅速に対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、連結ベースの目標を設定しております。また、取締役、監査役並びに各執行役員及び各部門長により構成された「予算委員会」において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させ、効率的な業務遂行体制を構築しております。

取締役の職務執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、経営の基本方針及び経営に関わる重要事項のすべてを付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を行い、その審議を経て決定しております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行っております。

個々の子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の業務執行状況を十分に把握し、損失の危険及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会及び監査役会に報告することとしております。

また、内部監査室等による当社並びに子会社への監査を通じて業務執行状況のチェックを行っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合は、監査の支援のために補助すべき使用人を置くことができることとしております。
また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないこととしております。
当該補助使用人の人事異動、評価、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議し実施することとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は当社並びに子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度報告するものとし、また監査役会の定めるところに従い監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。
当社は、上記記載の当社監査役への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社に周知いたします。
監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、業務執行に関する重要会議の開催責任者は、監査役の出席を求めることとしております。
また、内部監査室は、監査役との間で、内部監査計画の策定、内部監査結果等について密接な情報交換及び連携を図っております。
取締役は監査役に協力し、監査に係る諸費用については、会社が速やかに支払を行うこととしております。

(注) 上記の内容は、役員管掌業務の変更に伴い、2021年4月26日開催の当社取締役会の決議により、一部改定したものであります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

「行動指針」は、社内イントラネットに掲示し、継続して全役職員への周知徹底を行いました。

コンプライアンス委員会を当事業年度中に3回開催し、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

また、コンプライアンスについての理解度を深めるため、e-learningを実施しました。

② 取締役の職務執行

取締役会を毎月開催し、法令や定款に定める重要な事項を審議するほか、各取締役・執行役員
の職務執行状況の報告を通じて、取締役間の意思疎通を図りました。

役付取締役により構成される常務会を毎月開催し、経営に関する意思決定を迅速かつ効率的
に行いました。

常勤の役員が出席する予算委員会を毎月開催し、各部門の業績の状況を把握し、課題の解決
を図りました。

③ 監査役監査の実効性確保

社外取締役や内部監査室は、監査役との定期的な情報交換を行い、監査役監査の実効性確保
に努めました。

常勤監査役は、コンプライアンス委員会、予算委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に
出席しました。

④ リスク管理

リスク管理委員会を定期的で開催して当社並びに子会社のリスクの認識と把握を行いました。

⑤ 企業集団における業務の適正の確保

各子会社を所管担当する取締役は、子会社の経営状況に関する月次報告を受け、適切な管理
を行いました。

内部監査室は、当社の各事業所並びに子会社の監査計画を立案し、これに基づいた監査を実
施して、業務執行の状況を確認しました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,249	流 動 負 債	3,010
現金及び預金	10,306	支払手形及び買掛金	1,392
受取手形及び売掛金	3,920	工事未払金	150
電子記録債権	657	リース債務	12
有価証券	199	未払法人税等	151
商品及び製品	1,853	未払費用	184
仕掛品	29	賞与引当金	241
原材料及び貯蔵品	727	その他	877
未成工事支出金	53	固 定 負 債	1,314
その他	502	リース債務	11
貸倒引当金	△0	退職給付に係る負債	770
固 定 資 産	4,958	株式給付引当金	210
有 形 固 定 資 産	2,815	長期未払金	154
建物及び構築物	1,554	繰延税金負債	167
機械装置及び運搬具	248	その他	0
工具器具備品	287	負 債 合 計	4,324
土地	698	純 資 産 の 部	
リース資産	26	株 主 資 本	18,481
無 形 固 定 資 産	182	資 本 金	4,673
ソフトウェア	157	資 本 剰 余 金	6,378
ソフトウェア仮勘定	21	利 益 剰 余 金	10,588
その他	2	自 己 株 式	△3,159
投 資 そ の 他 の 資 産	1,960	その他の包括利益累計額	401
投資有価証券	916	その他有価証券評価差額金	254
繰延税金資産	126	為替換算調整勘定	136
その他	918	退職給付に係る調整累計額	9
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	18,882
資 産 合 計	23,207	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,207

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		15,297
売上原価		9,715
売上総利益		5,581
販売費及び一般管理費		5,296
営業利益		284
営業外収益		
受取利息及び配当金	17	
有価証券評価益	7	
その他	20	45
営業外費用		
売上割引	50	
為替差損	48	
その他	1	100
経常利益		230
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	33	35
特別損失		
固定資産処分損	228	228
税金等調整前当期純利益		37
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	△46	116
当期純損失		79
親会社株主に帰属する当期純損失		79

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,673	6,378	10,907	△2,539	19,419
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△238		△238
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△79		△79
自 己 株 式 の 取 得				△626	△626
自 己 株 式 の 処 分				6	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△318	△620	△938
当 期 末 残 高	4,673	6,378	10,588	△3,159	18,481

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	△12	9	△3	△7	19,412
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△238
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△79
自 己 株 式 の 取 得					△626
自 己 株 式 の 処 分					6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	267	127	13	408	408
連結会計年度中の変動額合計	267	127	13	408	△530
当 期 末 残 高	254	136	9	401	18,882

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	石巻アテックス株式会社 上海日安天線有限公司 日安天線（蘇州）有限公司

新たに持分取得しました日安天線（蘇州）有限公司を当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、上海日安天線有限公司及び日安天線（蘇州）有限公司は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・その他有価証券	

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ、たな卸資産

- ・商品及び製品、原材料、仕掛品 主として総平均法に基づく原価法及び移動平均法に基づく原価法
 - ・貯蔵品、未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ、無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ、リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ、株式給付引当金

当社は従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社については、中小企業退職金共済制度に加入しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額 126百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は261百万円）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

当該見積金額の算出方法としては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）記載の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

この会計上の見積りは、主として当社の翌期の課税所得見込みに基づいて行っており、主要な仮定として将来の各製品等の売上高及び原価率があると考えております。当該課税所得はコストダウン等で見積時点では不確実性要素が高い項目を考慮して算定しております。

上記仮定に変更が生じ課税所得が減少した場合、翌年度の連結計算書類において繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、当連結会計年度において当社グループ業績全体に重要な影響を与えていないことなどを踏まえ、当社グループ業績全体に与える影響は軽微であると仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が大きく、継続して当社グループの財政状態、経営成績への影響を注視する必要があるものと考えております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は614百万円であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

7,635百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,300千株	一千株	一千株	14,300千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,324千株	600千株	7千株	3,917千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加600千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加600千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少7千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、393千株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月26日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	238百万円
・1株当たり配当額	21円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	280百万円
・1株当たり配当額	26円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、余裕資金については、安全性の高い金融商品で運用しております。一部デリバティブを組んだ複合金融商品を保有しておりますが、予めリスクの容認程度を設定し、その範囲内での運用に限定しております。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、デリバティブを組んだ複合金融商品（他社株転換可能債）であり、信用リスク、流動性リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社及び当社の連結子会社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的にモニタリングするほか、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券に関しては、投資時に発行体を信用力の高い金融機関に限定し、想定されるリスクについて十分に把握、協議を経ることにより、また、運用期間中は対象銘柄の株価動向等及び取引金融機関から提示される時価情報を継続的に把握することにより管理しております。契約の締結に関しては、担当部署が、関係する社内規程に従い、適正な社内手続きを経て実行しております

投資有価証券に関しては、定期的に市場価格の時価や発行体の財務状況等を把握しております。

外貨建債権及び債務の為替変動リスクを低減するため、市場の動向に応じ、必要な範囲内で為替予約取引を利用しております。

支払手形及び買掛金、工事未払金は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金計画を見直す等の方法により、そのリスクを回避しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません（注）2 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	10,306	10,306	—
(2) 受取手形及び売掛金、電子 記録債権 貸倒引当金	4,577 △0		
	4,577	4,577	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,055	1,055	—
資産合計	15,939	15,939	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,392	1,392	—
(5) 工事未払金	150	150	—
負債合計	1,543	1,543	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

・資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価については、主に市場価格によっております。債券は、取引金融機関から提示される価格によっております。

・負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 工事未払金

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式	60

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）
現金及び預金	10,306
受取手形及び売掛金、電子記録債権	4,577
有価証券	200
計	15,083

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,818円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 7円38銭 |

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式(当連結会計年度末393千株、期中平均株式数396千株)を控除して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合)

取得による企業結合

当社グループは、2020年5月8日開催の当社取締役会及び当社の連結子会社である上海日安天線有限公司は同日開催の董事会において、謙裕實業股份有限公司の孫会社である蘇州華広電通有限公司の持分を上海日安天線有限公司が取得することについて決議し、2020年9月18日に当該持分を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 蘇州華広電通有限公司

事業の内容 アンテナ、機器コンポーネント、電子部品の製造と販売

②企業結合を行った主な理由

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、日本政府による超スマート社会「Society 5.0」の提唱に伴い、IoT、ロボットやAI等の技術革新が進むことにより、電波の利用が飛躍的に拡大するものと予想されております。また、世界的にも、高速、大容量かつ低遅延を実現する通信環境の整備が喫緊の課題となっております。

このような環境下で、当社グループは「見えないものをつないで、みなさまの生活を豊かにする」ことをミッションと位置付け、事業展開の更なるグローバル化を志向しております。その一環として、上海日安天線有限公司を中心とした、通信関連機器のより一層の販売網拡大及び製品品質の向上に取り組んでいるところであります。

蘇州華広電通有限公司は、通信関連機器の製造において多年にわたる実績を有し、性能面、品質面においても、中国国内外の顧客から高い評価を受けており、蘇州華広電通有限公司を当社グループ化することで、更なる付加価値の創造に寄与するものと考えております。

これにより、近年ますます成長を加速し続けている中国の通信関連機器の需要への対応を進めるとともに、アジア圏のみならず、広域な海外市場の開拓への足がかりとなることが期待できることから、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、持分取得を行うことといたしました。

③企業結合日

2020年9月18日

④企業結合の法的形式

持分取得

⑤結合後企業の名称

蘇州華広電通有限公司は、社名を日安天線（蘇州）有限公司に変更いたしました。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として持分を取得するためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	93百万元 (1,444百万元)
取得原価		93百万元 (1,444百万元)

(注) 外貨建金額につきましては、下記により円貨に換算しております。

1 人民元=15.52円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 59百万元

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額 26百万元

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため、当連結会計年度で一括償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	938百万円
固定資産	<u>1,073百万円</u>
資産合計	<u>2,012百万円</u>
流動負債	401百万円
固定負債	<u>192百万円</u>
負債合計	<u>593百万円</u>

(従業員向け株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の従業員に対して、当社が定める株式給付規程に定める一定の条件により、貢献度等に応じてポイントを付与し、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する株式報酬制度であります。なお、当社の従業員が当社の株式の給付を受ける時期は、原則として事業年度毎となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度351百万円、393千株であります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,956	流動負債	2,712
現金及び預金	9,655	支払手形	74
受取手形	588	買掛金	1,172
電子記録債権	657	工事未払債	150
売掛金	3,008	リース債	7
有価証券	199	未払金	719
商品及び製品	1,723	未払法人税等	151
仕掛品	0	未払費用	154
原材料及び貯蔵品	613	前受入金	6
成工事支出金	53	未成工事受入金	5
未収入金	320	預り金	21
その他の金	135	賞与引当金	239
貸倒引当金	△0	その他の負債	10
固定資産	5,555	固定負債	1,083
有形固定資産	1,713	リース債	7
建築物	723	退職給付引当金	784
構築物	13	株式給付引当金	210
機械装置	44	長期未払金	80
器具器具備品	219	その他の負債	0
土地	698	負債合計	3,795
リース資産	14	純資産の部	
無形固定資産	149	株主資本	18,461
ソフトウェア	145	資本剰余金	4,673
その他の金	4	資本剰余金	6,378
投資その他の資産	3,692	資本準備金	6,318
投資有価証券	916	その他の資本剰余金	59
関係会社株	1,825	利益剰余金	10,569
長期貸付金	3	利益準備金	407
破産更生債権等	0	その他の利益剰余金	10,161
長期前払費用	137	特別償却準備金	3
保険積立金	588	別途積立金	9,320
繰延税金資産	128	繰越利益剰余金	837
その他の金	91	自己株式	△3,159
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	254
資産合計	22,511	その他の有価証券評価差額金	254
		純資産合計	18,716
		負債・純資産合計	22,511

損 益 計 算 書

(2020年 4月 1日 から
2021年 3月 31日 まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		14,381
売 上 原 価		8,982
売 上 総 利 益		5,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,908
営 業 利 益		489
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13	
有 価 証 券 利 息	2	
有 価 証 券 評 価 益	7	
そ の 他	17	40
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	50	
為 替 差 損	17	67
経 常 利 益		462
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33	33
特 別 損 失		
特 定 資 産 処 分 損	225	225
税 引 前 当 期 純 利 益		270
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	165	
法 人 税 等 調 整 額	△23	142
当 期 純 利 益		127

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満切捨)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			別 途 積 立 金
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
特別償却準備金	固定資産圧縮積立金							
当 期 首 残 高	4,673	6,318	59	6,378	407	7	173	9,120
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩						△3		
固定資産圧縮積立金の取崩							△173	
剰余金の配当								
別途積立金の積立								200
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△3	△173	200
当 期 末 残 高	4,673	6,318	59	6,378	407	3	-	9,320

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	971	10,680	△2,539	19,193	△12	19,180
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩	3	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	173	-		-		-
剰余金の配当	△238	△238		△238		△238
別途積立金の積立	△200	-		-		-
当期純利益	127	127		127		127
自己株式の取得			△626	△626		△626
自己株式の処分			6	6		6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					267	267
事業年度中の変動額合計	△133	△111	△620	△731	267	△464
当 期 末 残 高	837	10,569	△3,159	18,461	254	18,716

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式
- ・その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法に基づく原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

- ・商品及び製品

総平均法に基づく原価法、ただし、購入製品については、移動平均法に基づく原価法

- ・原材料

移動平均法に基づく原価法

- ・仕掛品

総平均法に基づく原価法

- ・貯蔵品、未成工事支出金

個別法に基づく原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 株式給付引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当年度の計算書類に計上した金額 128百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は245百万円）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

重要な会計上の見積りに関する注記については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は614百万円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,610百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	48百万円
② 短期金銭債務	96百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	0百万円
② 仕入高	794百万円
③ 材料有償支給高	287百万円
営業取引以外の取引高	90百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,324千株	600千株	7千株	3,917千株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加600千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加600千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少7千株は、従業員向け株式給付信託からの給付による自己株式の減少であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式が、393千株含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金・未払費用	84百万円
賞与引当金	73百万円
退職給付引当金	240百万円
株式給付引当金	64百万円
長期未払金	24百万円
ゴルフ会員権等評価損	5百万円
減価償却費超過額	25百万円
一括償却資産償却超過額	4百万円
未払社会保険料	20百万円
減損損失	27百万円
たな卸資産評価損	145百万円
その他	11百万円

小計 725百万円

評価性引当額 △479百万円

計 245百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△112百万円
特別償却準備金	△1百万円
差額負債調整勘定	△3百万円

計 △117百万円

繰延税金資産の純額 128百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等 (人)	事業上の関係				
子会社	石巻アテックス(株)	所有 直接100% 被所有 (-)	-	当社製品の製造	材料の仕入	381	買掛金	36
					業務委託費	53	未払金	4
					材料の支給	287	未収入金	48
					出向料	12	未収入金	-
子会社	上海日安天線有限公司	所有 直接100% 被所有 (-)	2	当社製品の開発及び販売	材料の仕入	412	買掛金	49
					業務委託費	24	未払金	4
					製品の販売	0	売掛金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売価格、材料等の仕入価格は、当社製品の市場価格を基準に当社と子会社とで検討の上決定しております。
2. 業務委託費、出向料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,802円74銭
- (2) 1株当たり当期純利益 11円85銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式を控除する他、従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式(当事業年度末393千株、期中平均株式数396千株)を控除して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表を作成しているため記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日本アンテナ株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アンテナ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日本アンテナ株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アンテナ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムの整備・運用の高度化への継続的な取り組みが重要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

日本アンテナ株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 野 英 二 (印)

社外監査役 香 月 裕 爾 (印)

社外監査役 仲 井 一 彦 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上と財務体質の強化に努めるとともに、収益力並びに内部留保の状況を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通配当21円に、株式店頭公開30周年の記念配当5円を加え、1株につき26円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は280,155,668円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、「電波をコントロール」して様々なものをつなげてきておりますが、社会の変革に適応すべく、電波に限らず「つながる社会」を実現し生活を豊かにすることを目指しております。

これに伴い、各種データを活用した電気通信サービスの展開や、インターネット並びにアプリケーションを利用した情報サービスの事業を行うため、現行定款第2条に定める目的の追加を行うものであります。

2. 定款の変更内容

現行定款の一部を変更案のとおり改めたいと存じます。（変更部分は下線で示す。）

現行定款	変更案
～第1条 ～省略 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. テレビジョン受信用アンテナ、ラジオ受信用アンテナ、自動車ラジオ用アンテナおよび通信用アンテナの製造販売 2. 電気機器、電子機器、防災機器および無線機器ならびにその部品の製造販売 3. 電気工事、無線通信工事、有線通信工事および消防施設工事の設計、施工、監督、保守ならびに建物の設計、施工、監督、保守 4. 労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備に関する法律に基づく労働者派遣事業 (新設) (新設) 5. 前各号に付帯関連する一切の事業	～第1条 ～省略 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (現行通り) 5. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> 6. <u>インターネットを使用した情報サービス、商品販売のサイト及びアプリケーション開発、運営、販売</u> 7. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、複数の監査法人について、監査実績、外部レビュー及び検査の結果、品質管理体制、監査品質の指標、当社監査の実施体制、監査報酬等を当社の事業特性及び事業規模を踏まえて比較検討した結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階 本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス、中国・四国事務所、九州事務所	
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントンインターナショナル加盟 2006年1月 太陽監査法人とA S G監査法人が合併し太陽A S G監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行 太陽A S G有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併	
概 要	資本金	464百万円
	構成人員	代表社員・社員 84名 特定社員 4名 公認会計士 308名 公認会計士試験合格者等 227名 その他専門職 199名 事務職員 85名 契約職員 203名 合 計 1,110名
	関与会社数	984社

(2021年3月31日現在)

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第56回定時株主総会において月額19百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認頂き、今日に至っておりますが、今般、経済情勢や経営環境の変化を鑑み、優秀な人材の確保を図るとともに、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更するとともに、第5号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」にて業績連動型株式報酬制度をご提案し、ご承認をお願いすることに伴い、取締役の報酬を年額190百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）に改定し、減額とさせて頂きたいと存じます。

なお、本議案は、第5号議案が原案通り承認可決されることを条件として、効力を生じるものとしたします。

また、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、これまでの支給実績や取締役の人数等を総合的に勘案したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。

また、事業報告16ページに記載のとおり、2021年5月25日開催の取締役会において当社の役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。

改定後の決定方針の内容は下記のとおりであります。

1. 報酬体系

報酬等については、基本報酬及び株式報酬を原則としております。

2. 取締役の報酬等

(1) 基本報酬

イ. 基本報酬は、金銭による月額固定報酬とし、在任中に支払うものとしております。

ロ. 月額固定報酬に関するテーブルを作成し、各人別の金額は、このテーブルに当てはめて決定することを基本としております。

ハ. テーブルは、代表取締役・取締役の別、委嘱された業務執行の役職・職責や、当社グループの業績状況、他社の状況等を総合的に勘案して作成しております。

ニ. テーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が行います。

(2) 株式報酬

イ. 株式報酬は、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資することを目的として、業績連動型報酬としております。

ロ. 支給対象は、取締役（社外取締役を除く。）としております。

ハ. 取締役会で定める株式給付規程において業績目標の内容等を規定し、当該規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出したポイントにより、支給株数を定めるものとしております。

ニ. 支給時期は、取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした時としております。

3. 監査役の報酬等

イ. 株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議により決定しております。

ロ. 監査役の報酬等は基本報酬のみとし、金銭による月額固定報酬として、在任中に支払うものとしております。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りのない限り同様とする。）を対象に、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の給付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び価格下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、これは2021年5月25日開催の当社取締役会で改定した役員報酬の決定方針における「株式報酬は、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資することを目的」とする定めに合致するため、導入は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」にてご承認をお願いしております取締役の報酬限度額（年額190百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

現時点での本制度の対象となる取締役の員数は、4名です。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、あわせて「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします（詳細については下記（8）のとおりといたします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）といたします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）毎といたします。ただし、当初の対象期間は、現中期経営計画の残存期間が2022年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までであることから、2事業年度（以下、「当初対象期間」という。）といたします。

(4) 信託期間

2021年8月（予定）から本信託が終了するまでといたします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、100百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします(※)。なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が100百万円となる範囲内で株式の取得資金を本信託に追加拠出できるものといたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、150百万円を上限として本信託に追加拠出を行うことといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、150百万円の範囲内といたします。

※当社株式の取得資金には、信託報酬等の必要費用の見込み額を含んでおります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場または当社の自己株処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、80,000株を上限として取得するものといたします。また、当初対象期間経過後の各対象期間については120,000株を上限として取得するものといたします。

(7) 各取締役が付与する当社株式の算定方法および上限

取締役には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位および業績達成度等に応じて算出されたポイントが付与されます。取締役に当初対象期間中の2事業年度に付与するポイント数の合計は、80,000ポイントを上限とする予定です。また、当初対象期間経過後の各対象期間については120,000ポイントを上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることといたします）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(8) 各取締役に対する当社株式等の給付

取締役が退任等により、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を行うことにより、付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式を当該取締役に給付いたします。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付いたします。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使といたします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

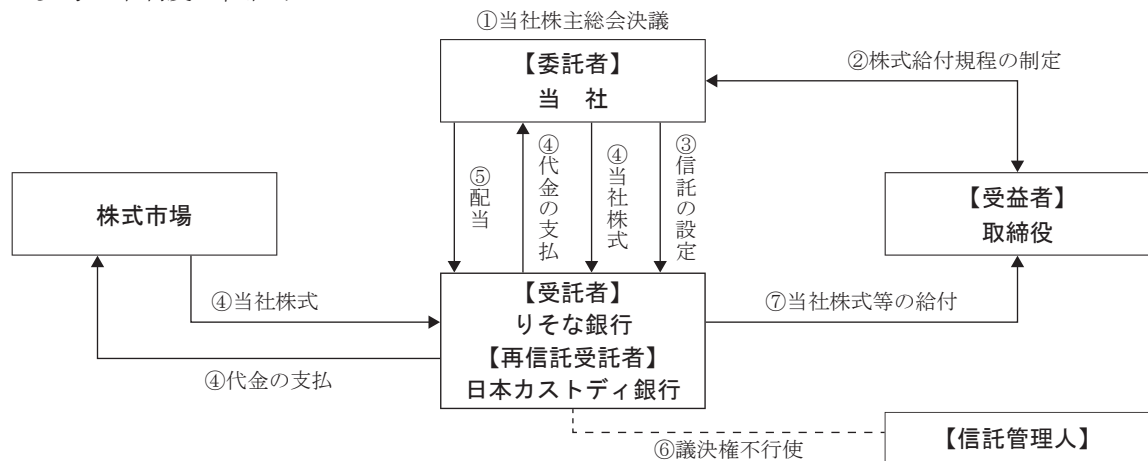
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却することを予定しております。金銭については、その時点で在任する取締役に對し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しております。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定いたします。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定いたします。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものといたします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社（自己株式の処分）から取得いたします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものといたします。
- ⑦ 信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、取締役に対して、役位および業績達成度等に応じて事業年度毎にポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付いたします。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第41回定時株主総会において月額3百万円以内とご承認頂き、今日に至っておりますが、今般、経済情勢や経営環境の変化を鑑み、優秀な人材の確保を図るとともに、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更するとともに、監査役の報酬を年額36百万円以内に改定させて頂きたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名であります。

以 上

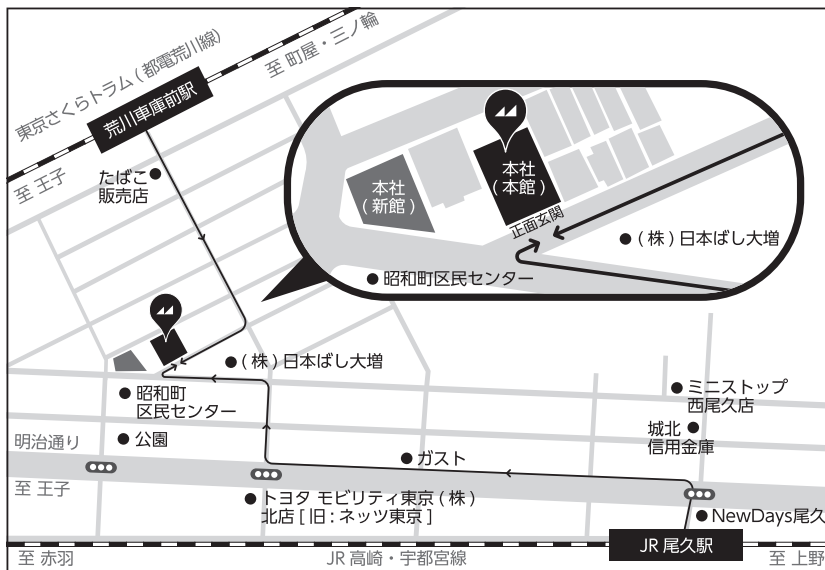
日本アンテナ株式会社

株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区西尾久七丁目49番8号

日本アンテナ株式会社 本社 本館 5階 大会議室

電話 (03) 3893-5221(代)



- JR尾久駅より徒歩7分
- 東京さくらトラム (都電荒川線) 荒川車庫前駅より徒歩4分
- 当日受付 (入場) は午前9時より開始いたします。